建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第七条　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（以下「令」という。）第六条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。 一・二　（略） （報告の徴収に関する事項） **第八条**　令第七条第三項第三号の主務省令で定める事項は、法第十三条第一項及び第二項の規定により交付した書面又は同条第三項の規定により講じた措置に関する事項その他特定建設資材廃棄物の再資源化等に関し都道府県知事が必要と認める事項とする。	**第七条**　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（以下「令」という。）第五条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。 一・二　（略） （報告の徴収に関する事項） **第八条**　令第六条第三項第三号の主務省令で定める事項は、法第十三条第一項及び第二項の規定により交付した書面又は同条第三項の規定により講じた措置に関する事項その他特定建設資材廃棄物の再資源化等に関し都道府県知事が必要と認める事項とする。

附　則

この省令は、令和三年九月一日から施行する。

○防衛省令第七号

防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条の二第二項の規定に基づき、防衛省職員給与施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月三十一日　防衛大臣　岸　信夫

防衛省職員給与施行規則の一部を改正する省令

防衛省職員給与施行規則（昭和四十四年総理府令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第二　行政職俸給表の適用を受ける事務官等級別定数表（第二条関係） イ　行政職俸給表㈠ ［略］ ロ　［略］ **別表第四**　研究職俸給表の適用を受ける事務官等級別定数表（第二条関係） ［略］	**別表第二**　行政職俸給表の適用を受ける事務官等級別定数表（第二条関係） イ　行政職俸給表㈠ ［同上］ ロ　［同上］ **別表第四**　研究職俸給表の適用を受ける事務官等級別定数表（第二条関係） ［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和三年九月一日から施行する。

改正後

職務の級の区分 / 組織の区分	十級	九級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛省本省の内部部局	八人	二九人	五〇人	六六人	一八五人	一二四人	二一七人	四六八人	六九人	四〇人
［略］										
防衛装備庁	一	一九	二七	三六	一二七	一一三	一一四	二九八	八〇	二九

職務の級の区分 / 組織の区分	六級	五級	四級	三級	二級	一級
［略］						
防衛装備庁	一	一五六	九三	一三五	一二七	

改正前

職務の級の区分 / 組織の区分	十級	九級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛省本省の内部部局	八人	二九人	五〇人	六七人	一八五人	一二四人	二一七人	四七〇人	六九人	四一人
［同上］										
防衛装備庁	一	一九	二七	三六	一二七	一一三	一一四	二九九	八〇	二九

職務の級の区分 / 組織の区分	六級	五級	四級	三級	二級	一級
［同上］						
防衛装備庁	一	一五七	九三	一三五	一二九	